

## 綾瀬市違反屋外広告物除却協力団体活動要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、違反屋外広告物及び落書きの除却をするための活動を行う市民団体を市が支援し、市内の良好な都市景観の維持及び安全で快適な市民生活を確保することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定により除却できるとされているはり紙（ポスターを含む。）、はり札又は立看板で、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条又は第3条の規定に違反して表示されているもの。
- (2) 落書き 公衆の目に触れる部分に、権限のある者の承諾を得ることなく、文字、図形、模様等を書く行為。
- (3) 除却 法第7条第4項の規定に基づく違反屋外広告物の除却活動及び落書きの消去活動。

### (団体の要件)

第3条 第1条に規定する目的で協力して活動を行う団体（以下「協力団体」という。）は、次に掲げる全ての事項に該当する団体とする。

- (1) 団体が所在する自治会の承諾を得ていること。ただし、自治会が団体となる場合には、省略することができる。
- (2) 団体が所在する自治会の区域で活動すること。
- (3) 市が主催する除却活動に参加すること。ただし、やむを得ない事情により不参加となった場合は、この限りでない。
- (4) 構成員（以下「除却協力員」という。）が2名以上であること。

### (設立届等)

第4条 前条の規定により協力団体を設立しようとするときは、違反屋外広告物除却協力団体設立届（第1号様式）に必要書類を添付し、市長に提出する。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を確認の上、違反屋外広告物除却協力団体設立認定通知書（第2号様式）により代表者に通知する。
- 3 市長は、協力団体に対し、身分証明書（第3号様式）を交付する。

4 市長は、協力団体に対し、腕章（第4号様式）、除却活動に必要な作業用具及び消耗品を貸与または提供する。

（団体の除却活動）

第5条 協力団体は、市の支援を受け、自らの判断により違反屋外広告物及び落書きの除却を行うことができる。

2 協力団体は、前項の規定による除却活動を行う場合は、身分証明書（第3号様式）及び腕章（第4号様式）を携帯し、自らが協力団体であることを周知しなければならない。

（報告等）

第6条 協力団体は、前条第1項の規定による除却活動を行った場合は、違反屋外広告物除却協力団体活動状況報告書（第5号様式）により、毎年度4月1日から3月31日までの活動状況を、翌年度4月7日までに市長に報告する。

（助言等）

第7条 市長は、協力団体に対し、次に掲げる事項について、助言、協力等を行う。

- (1) 警察、電柱管理者等の関係機関の調整に関すること。
- (2) 簡易除却に関する知識の習得が図られるよう必要な措置を講ずること。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

（変更の届出）

第8条 協力団体は、年度の途中において次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに違反屋外広告物除却協力団体変更（解散）届（第6号様式）を市長に提出する。

- (1) 協力団体の名称及び所在地を変更するとき。
- (2) 代表者を変更するとき。
- (3) 協力団体を解散するとき。

（収集所の設置）

第9条 協力団体が除却した違反屋外広告物を仮保管する場所（以下「収集所」という。）は、協力団体が確保する。

（回収方法）

第10条 収集所の違反屋外広告物の回収は、協力団体の要請に基づき市が行う。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力団体活動に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

違反屋外広告物除却協力団体設立届  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">                     年    月    日                 </div> <p style="margin-left: 50px;">(宛先) 綾瀬市長</p> <div style="margin-left: 150px;">                     団体名 所在地                       代表者 住 所 電 話            (    )                 </div> <p>次のとおり違反屋外広告物除却協力団体の設立を届け出ます。</p>						
活動の区域						
会員数	名					
第3条第1項第1号の規定に基づく自治会の承諾	自治会名  自治会長名  上記の協力団体の設立に関し承諾します。					
次のとおり決定してよいでしょうか。						
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 認定する <input type="checkbox"/> 認定しない					
登 録 番 号	第                      号					
決 定 理 由						
決 裁 欄				公 印	起案	. . .
			担当		決裁	. . .
				. . .	通知	. . .

備考 太枠内のみ記入してください。

第2号様式（第4条関係）

違反屋外広告物除却協力団体設立認定通知書	
年 月 日	
様	
綾瀬市長 印	
年 月 日付けで届出のありました違反屋外広告物除却協力団体の設立について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 認定する <input type="checkbox"/> 認定しない
登録番号	第                      号
認定しない理由	
備 考	

第3号様式（第4条関係）

身分証明書

（表）

5cm

8cm

No.

身分証明書

団体名

上記団体に属する者は、綾瀬市違反屋外広告物除却協力員であることを証明する。

年 月 日発行

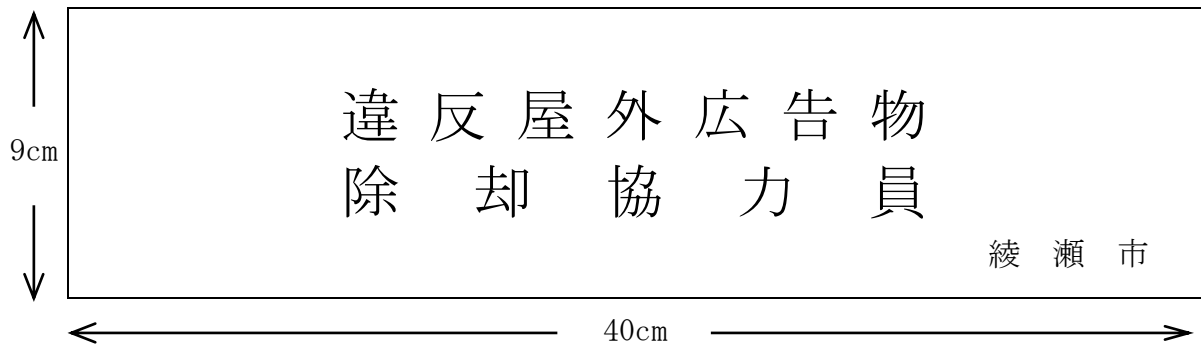
綾瀬市長 印

（裏）

- 1 除却活動を行うときは、本証を必ず携帯してください。
- 2 除却活動にあたり綾瀬市違反屋外広告物除却協力員であることを示す必要のあるときは、提示してください。
- 3 本証を団体所属者以外に貸与又は譲渡することはできません。
- 4 本証を紛失したときは、速やかに届け出てください。
- 5 綾瀬市違反屋外広告物除却協力員を辞任又は有効期限が到来したときは、速やかに廃棄してください。
- 6 本証の有効期限は 年 月 日です。

第4号様式（第4条関係）

腕章



第5号様式（第6条関係）

違反屋外広告物除却協力団体活動状況報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

団体名

代表者名

年 月 日から 年 月 日までの活動状況を次のとおり  
報告します。

1 活動日数 日

2 除却物件の内訳

種 類		はり紙	はり札	立看板	落書き
掲出場所	街路樹	枚	枚	枚	
	電柱・街灯柱	枚	枚	枚	件
	横断歩道橋	枚	枚	枚	件
	ガードレール	枚	枚	枚	件
	その他	枚	枚	枚	件
	計	枚	枚	枚	件
表示内容	一般商業広告	不動産業者のはり紙、はり札、立看板			枚
		風俗営業等のはり紙、はり札、立看板			枚
		その他のはり紙、はり札、立看板			枚
備考					



第6号様式（第8条関係）

違反屋外広告物除却協力団体変更（解散）届

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

団体名  
所在地

代表者  
住 所  
電 話 ( )

次のとおり変更（解散）を届け出ます。

団 体 名	変更前	
	変更後	
団体所在地	変更前	
	変更後	
代表者氏名	変更前	
	変更後	
代表者住所	変更前	
	変更後	
電 話 番 号	変更前	
	変更後	
活動の区域	変更前	
	変更後	
会 員 数	変更前	
	変更後	